

○野々市市住宅耐震改修工事費補助金交付要綱

平成30年10月1日野々市市告示第141号

改正

令和3年3月11日告示第26号

令和4年4月26日告示第79号

令和6年10月18日告示第140号

野々市市住宅耐震改修工事費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、野々市市における住宅の耐震改修の促進を図ることにより、地震発生時の倒壊等による被害を軽減することを目的として、当該住宅の耐震改修工事を行う者に対して補助金を交付することに関し、野々市市補助金交付事務取扱規則（昭和56年野々市町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 昭和56年5月31日以前に工事が着手された一戸建ての住宅をいい、かつ、店舗等の用途を兼ねるものは、店舗等の用に供する部分の床面積が建築物全体の床面積の2分の1未満のものをいう。
- (2) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第一の建築物の耐震診断の指針に基づき行う耐震診断又は同ただし書の規定に基づき国土交通大臣が当該指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法により、地震に対する安全性を評価することをいう。
- (3) 耐震診断士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士であって、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 国土交通大臣の登録を受けた木造耐震診断資格者講習又はこれと同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認める講習の受講を修了した者
 - イ 一般社団法人石川県建築士事務所協会が登録する木造住宅耐震診断士
- (4) 耐震改修工事 耐震診断士が行った耐震診断に基づき実施する住宅の改修工事（当該改修工事前の耐震診断の上部構造評点（以下「構造評点」という。）が1.0未満である住宅に行うものに限る。）をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市の区域内に存する木造住宅であること。
- (2) 現に居住の用に供している住宅又は補助事業の完了後、速やかに居住の用に供する住宅であること。
- (3) 国、地方公共団体、その他の公共団体が所有する住宅でないこと。
- (4) 過去にこの要綱による補助金（第5条第1号に該当するものに限る。）その他これに準ずるものの交付を受けていないもの
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に適合しているもの
（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住宅の所有者又は居住者（所有する予定の者又は居住する予定の者を含む。）
- (2) 市税を滞納していない者
（補助対象事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が補助対象住宅に行う耐震改修工事であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 耐震改修工事後における住宅の構造評点が1.0以上となるもの
- (2) 耐震改修工事後における住宅の1階部分の構造評点が1.0以上となるもの（当該耐震改修工事を行った後に、前号の耐震改修工事を別途行うものに限る。）
- (3) 耐震改修工事後における住宅の構造的に分離された納屋、土蔵等以外の部分の構造評点が1.0以上となるもの（当該耐震改修工事を行った後に、第1号の耐震改修工事を別途行うものに限る。）
（補助対象経費及び補助金額）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う補助対象事業に要する費用とする。ただし、補助対象者が法人の場合については、当該費用に係る消費税及び地方消費税相当額を補助対象経費に含まないものとする。

- 2 補助金額は、前条第1号に該当する場合にあっては1,800,000円（過去に同条第2号又は第3号に該当する補助金の交付を受けている場合にあっては1,800,000円から当該補助金の額を減じた額）を、同条第2号又は第3号に該当する場合にあっては1,500,000円を限度として、予算の範囲内において、市長が認める額とする。
- 3 補助対象者が行う工事のうち、耐震改修工事以外の工事があるときは、当該工事に係る経費を分離して算定するものとする。

(事業認定)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、当該交付を受けようとする補助対象事業の着手前に、当該補助対象事業について、事業の認定を受けなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

2 前項の認定を受けようとする補助対象者は、補助事業認定申請書（別記様式第1号）に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、これを認定したときは補助事業認定通知書（別記様式第2号）により、これを認定しないときは書面により、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

4 市長は、前項の認定に際し、必要な条件を付することができるものとする。

(事業認定の変更等)

第8条 前条第1項の認定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、当該認定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更等承認申請書（別記様式第3号）に必要な書類を添えて市長に申請し、その承認を得なければならない。ただし、次に掲げる変更については、この限りでない。

(1) 耐震改修工事の施行箇所及び施工方法の変更で、耐震改修後の上部構造評点の最小の値が下がることがないもの

(2) 補助対象経費の30パーセント未満の額の変更で、補助金額の増減を伴わないもの

(3) その他市長が軽微な変更であると認めるもの

2 市長は、前項の申請があったときは、これを速やかに審査し、変更又は廃止の可否を決定し、書面により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(事業認定の取消し)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助事業の事業認定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 規則第8条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助事業の事業認定を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業の事業認定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、書面により補助事業者に通知するものとする。

(交付申請)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了し、補助金の交付を受けようとする

きは、補助金交付申請書（別記様式第4号）に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請は、第7条第3項に規定する認定の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内にしなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りではない。

（交付決定）

第11条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認め、交付すべき補助金額を確定したときは補助金交付決定兼補助金額確定通知書（別記様式第5号）により、適当でないと認めたときは書面により、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）規則第16条の規定に該当することとなったとき。
- （2）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （3）補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- （4）補助事業を廃止したとき。
- （5）前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、書面により補助事業者に通知するものとする。

（交付請求及び交付）

第13条 補助事業者は、第11条第1項の規定により補助金の交付決定及び補助金額の確定の通知を受けたときは、補助金交付請求書（別記様式第6号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定による補助金の交付の請求及び受領を、当該補助対象事業に係る耐震改修工事の施工者に委任することができる。ただし、補助事業者が、当該補助対象経費のうち自己の負担に係る金額を超える額を、当該施工者に対して支払っている場合を除く。

- 3 前項の規定により補助金の交付を請求しようとする者は、補助金交付請求書（代理受領）（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（返還）

第14条 市長は、第12条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付していると

きは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(報告、調査及び検査)

第15条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは検査をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により書類の提出若しくは報告を求められた場合、又は必要な調査若しくは検査が実施される場合には、これに応じなければならない。

(整備保管)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月11日告示第26号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月26日告示第79号)

この告示は、令和4年5月1日から施行する。

附 則 (令和6年10月18日告示第140号)

この告示は、令和6年11月1日から施行する。